

「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の 結果について（概要）

令和 6 年 1 2 月 2 3 日
公 正 取 引 委 員 会

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

今回の調査の背景

- 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー（独占禁止法）」（独占禁止法Q&A）において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和4年度に「緊急調査」（令和4年度調査）を、令和5年度に「特別調査」（令和5年度調査）を実施。**主な取組は次のとおり。
 - ✓ 書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者に注意喚起文書を送付。
 - ✓ 令和5年度調査では、令和4年度に注意喚起文書送付の対象となった発注者4,030名及び事業者名公表の対象となった13名に対しフォローアップ調査を実施。
 - ✓ 令和5年度調査の結果、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、**令和5年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁交渉指針）を策定・公表。**
 - ✓ 内閣官房は、事業所管省庁に対して業界団体へ労務費転嫁交渉指針の徹底と取組状況のフォローアップの実施を促すよう要請。公正取引委員会は、全国で企業向け説明会を実施し、都道府県及び各種団体と連携して労務費転嫁交渉指針を周知。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の状況等の把握を目的として
「令和6年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（令和6年度調査）を実施。

令和6年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・ 令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・ 労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・ 注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・ 令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・ 労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査
(369件実施)

- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかった9,388名に、注意喚起文書を送付（6ページ参照）。
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付（5ページ参照）。

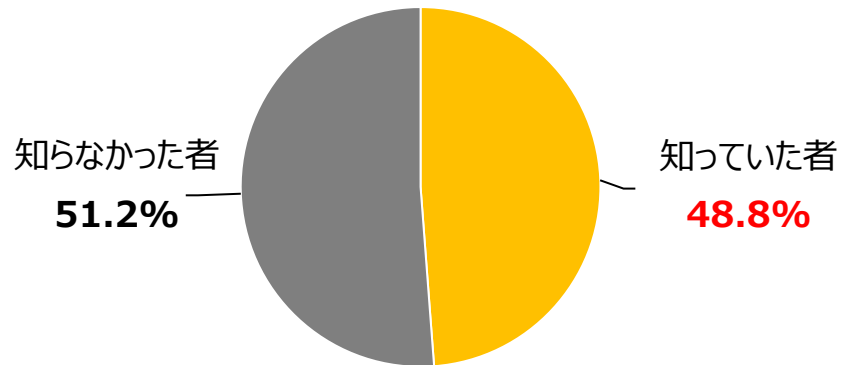
- 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

- **労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。**

《労務費転嫁交渉指針の認知度》（注1）



（注1）発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、

東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。

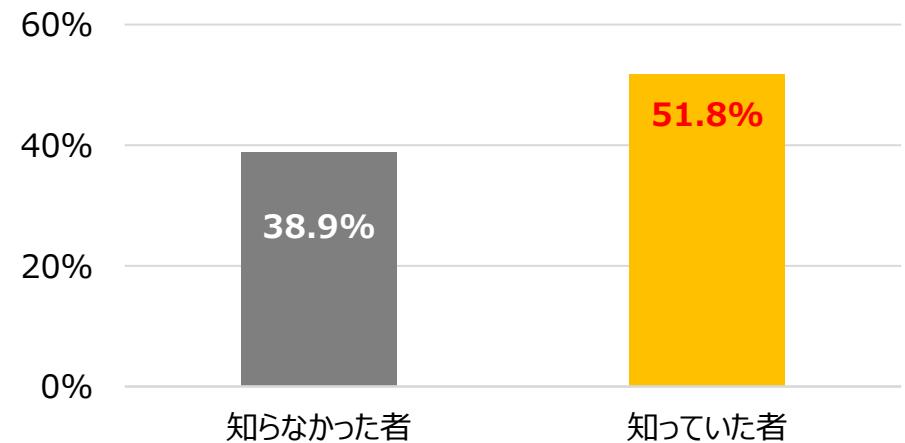
- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別（注2）にみると、

上位5業種は、放送業（74.1%）、**輸送用機械器具製造業（67.0%）**、石油製品・石炭製品製造業（60.5%）、鉄鋼業（59.9%）及び情報通信機械器具製造業（59.6%）

下位5業種は、酪農業・養鶏業（農業）（27.5%）、**自動車整備業（29.4%）**、飲食料品小売業（30.2%）、**印刷・関連業（35.2%）**及び**家具・装備品製造業（36.1%）**

（注2）下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（注3）



（注3）受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

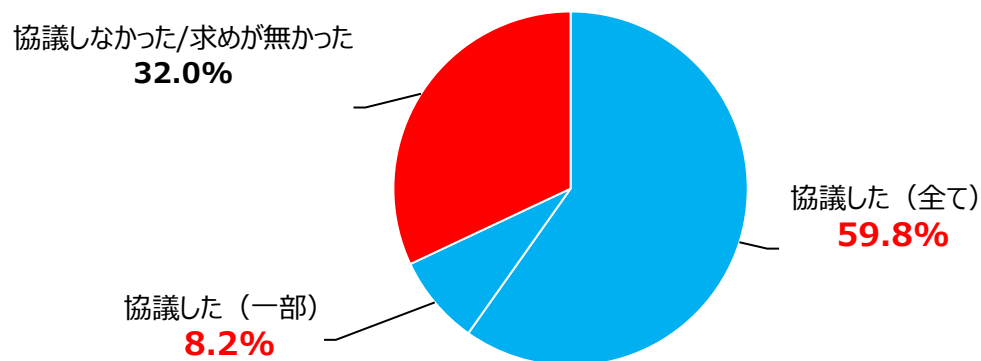
- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、**知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い。**

- ✓ **労務費重点21業種のほとんど全て**においても同様に、**労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。**

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果②

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。

《労務費に係る価格協議の状況》（注1）



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%）。

（注1）発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》（注2）

（受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合）

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》（注2）

サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8%上昇)

（注2）この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書の送付

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者6,510名**に対し、**独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書を送付**。
- **通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合は、令和4年度調査21.2%→令和5年度調査14.7%→令和6年度調査13.3%と低下傾向。**
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順）。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
情報サービス業	399	221	技術サービス業	92	36	倉庫業	55	5
協同組合	310	188	不動産賃貸業・管理業	90	76	広告業	49	39
総合工事業	179	81	運輸に附帯するサービス業	89	4	非鉄金属製造業	44	24
機械器具卸売業	177	111	はん用機械器具製造業	88	46	情報通信機械器具製造業	39	18
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	176	98	印刷・同関連業	85	38	各種商品卸売業	38	12
金属製品製造業	161	84	電子部品・デバイス・電子回路製造業	82	35	各種商品小売業	35	20
生産用機械器具製造業	159	96	映像・音声・文字情報制作業	80	62	インターネット附随サービス業	35	0
化学工業	157	82	業務用機械器具製造業	75	30	不動産取引業	33	19
食料品製造業	156	80	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	72	65	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	32	27
電気機械器具製造業	150	54	機械器具小売業	71	65	通信業	30	0
窯業・土石製品製造業	137	38	鉄鋼業	65	27	家具・装備品製造業	26	8
飲食料品卸売業	135	78	飲食料品小売業	62	45	自動車整備業	25	17
道路貨物運送業	132	126	放送業	62	43	石油製品・石炭製品製造業	21	10
輸送用機械器具製造業	118	66	パルプ・紙・紙加工品製造業	60	30	酪農業・養鶏業（農業）	9	14
						その他の業種	63	139

注 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書の送付

- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち、発注者としての行動及び発注者・受注者共通の行動のうち一つでも指針に沿った行動を採らなかった**発注者9,388名に対し、労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書を送付。**
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順）。

業種名	件数	業種名	件数	業種名	件数
情報サービス業	728	飲食料品卸売業	248	飲食料品小売業	122
協同組合	482	窯業・土石製品製造業	235	非鉄金属製造業	121
総合工事業	434	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	231	不動産取引業	114
機械器具卸売業	420	運輸に附帯するサービス業	175	倉庫業	113
金属製品製造業	414	業務用機械器具製造業	165	各種商品小売業	103
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	390	電子部品・デバイス・電子回路製造業	165	各種商品卸売業	99
輸送用機械器具製造業	379	放送業	159	情報通信機械器具製造業	97
生産用機械器具製造業	372	映像・音声・文字情報制作業	158	自動車整備業	78
道路貨物運送業	346	パルプ・紙・紙加工品製造業	155	家具・装備品製造業	75
技術サービス業	344	鉄鋼業	155	石油製品・石炭製品製造業	75
電気機械器具製造業	335	印刷・同関連業	153	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	59
化学工業	317	不動産賃貸業・管理業	152	インターネット附随サービス業	55
はん用機械器具製造業	295	機械器具小売業	136	通信業	41
食料品製造業	286	広告業	128	酪農業・養鶏業（農業）	21
				その他の業種	258

注1 は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は2業種としてカウント）。

注2 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。